基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年一月八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年一月二十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十二月二十四日

東京都中央区日本橋兜町一番一〇号

室清証券株式会社

代表取締役　曽根　明男

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年一月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年一月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十二月二十四日

川崎市宮前区犬蔵一丁目九番一号

株式会社フェニックス

代表取締役　永倉　憲孝

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十二年一月十四日です。

平成二十一年十二月二十四日

埼玉県さいたま市岩槻区本町三丁目一番一号

岩槻都市振興株式会社

代表取締役　髙塚　光雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年二月一日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十二月二十四日

東京都大田区下丸子二丁目一一番六号

共同リネンサプライ株式会社

代表取締役　中村　好光

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十二月二十四日

石川県金沢市福増町南一四番地

本田鉄工株式会社

代表取締役　本田　信治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年一月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十一年十二月二十四日

高知県吾川郡いの町小川樅ノ木山六六八番地

森精機器株式会社

代表取締役　森脇　祐幸

株式交換につき通知公告

当社は、古河電気工業株式会社（住所東京都千代田区丸の内二丁目二番三号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十二年二月一日です。

平成二十一年十二月二十四日

横浜市青葉区あざみ野南二丁目一一番一六号

旭電機株式会社

代表取締役　中田　年雄

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年一月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十二月二十四日

東京都江戸川区松江三丁目四番二二号

東明興業株式会社

代表取締役　佐藤日出夫

株式交換につき株券等提出公告

当社は、古河電気工業株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十二月二十四日

横浜市青葉区あざみ野南二丁目一一番一六号

旭電機株式会社

代表取締役　中田　年雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十二月二十四日

東京都千代田区神田錦町一丁目一九番地一

神田橋パークビルヂング一階

ナンバー・スリー・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

限定承認公告

本籍東京都港区東麻布三丁目三番地、最後の住所東京都江戸川区東小岩五丁目二七番一〇号渡月荘

被相続人　亡　佐藤　秀二

右被相続人は平成二十一年九月二十二日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

千葉県茂原市高師四三一―七

相続財産管理人　佐藤　寛司

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市北区山田四丁目一六〇一番地、最後の住所愛知県名古屋市北区山田四丁目一六番一七号　被相続人　亡　鷲見　道夫

右被相続人は平成二十一年十一月七日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月十五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

東京都新宿区北新宿四丁目九番一二―五二〇号

相続財産管理人　鷲見　清治

限定承認公告

本籍福岡県飯塚市鯰田一五二六番地一四七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　重松　豊

右被相続人は平成二十一年九月十八日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月十六日福岡家庭裁判所飯塚支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

福岡県飯塚市鯰田一五二六番地一四七

相続財産管理人　重松恵美子

訂正公告

平成二十一年十一月二十日掲載の合併公告中、冒頭に「当社、甲は効力発生日までに株式会社國代材木店に商号変更することを条件として」を追加し、「なお、両社とも計算書類の公告義務はありません」とあるは、「なお、甲の最終の貸借対照表の要旨は平成二十一年十二月十七日付官報の号外第二六六号八十七頁に、乙は、計算書類の公告義務はありません」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十一年十二月二十四日

岡山市南区灘崎町彦崎二七八八番地

（甲）有限会社國代材木店

代表取締役　國代　廣太

岡山市南区灘崎町彦崎二七八八番地

（乙）有限会社クニシロ

代表取締役　國代　忠義

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二四	一二	終りから一二	**平成21年（家）第52号**（東京都江戸川区松江7丁目17号）	**平成21年（家）第143号**（東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル7階）
〃	一一	〃	事務所	届出並びに
〃	一〇	〃	倉橋　勇	朝倉　淳也

平成二十一年十一月二十七日正誤欄（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）中

（印刷誤り）

「　〃　上　五一　〃　」は「　〃　〃　五一　上　〃　」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十四日付第二七一号三ページ●同日付第二七二号一六〇ページ●同日付第二七三号四八ページ●十二月一日付衆会第九号四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）